

**令和 5 年度
群馬県廃棄物実態調査報告書
(令和 4 年度実績)**

概要版

令和 7 年 1 月

群 馬 県

目 次

1. 調査の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査方法等の概要	1
(3) 調査対象地域	1
2. 産業廃棄物の状況	2
(1) 排出及び処理処分の概要	2
(2) 排出の状況	3
(3) 再生利用の状況	5
(4) 最終処分の状況	6
3. 事業系一般廃棄物の状況	7
(1) 排出の状況	7
(2) 処理の状況	8
4. 事業所の意識や取組の状況	9
(1) 廃棄物の排出抑制、リサイクルに対する取組	9
(2) 循環型社会の形成のために行政が取り組むべきこと	10
(3) 循環型社会の形成のために消費者が取り組むべきこと	10

単位と数値に関する処理の留意事項

1. 単位に関する表示

本報告書の調査結果表においては、すべて1年間の量であることを明らかにするため、図表の単位は「千 t」で表示していますが、文章中においては、原則として「千ト」で記述しています。

2. 数値の処理

本報告書に記載されている千ト表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入しているために、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

なお、表中の空欄は、1 ト以上の該当値がなかったもの、「0」表示は、500t未満であることを示しています。

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」見直しのための基礎資料を得ることを目的に、令和4年度における県内の事業活動に伴って生じた廃棄物の排出量及び処理状況を調査したものです。

(2) 調査方法等の概要

①調査対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

②調査対象業種 鉱業、建設業、製造業、電気・水道業、運輸業、卸・小売業、医療・福祉、サービス業など

③調査対象廃棄物

○産業廃棄物

汚泥、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、がれき類など

○特別管理産業廃棄物

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性廃棄物、廃石綿等など

○事業系一般廃棄物

段ボール、OA用紙、ペットボトル、空き缶、空きびん、生ごみなど

④調査方法

調査は、郵送によるアンケート調査を基本として行い、回答を得た廃棄物の発生及び処理状況に関する内容と廃棄物の発生量を説明する指標（製造品出荷額等）を基に、県内の廃棄物の排出量等を推計しました。

(3) 調査対象地域

本調査では群馬県内全域を調査対象とし、次の構成市町村により12地域としました。

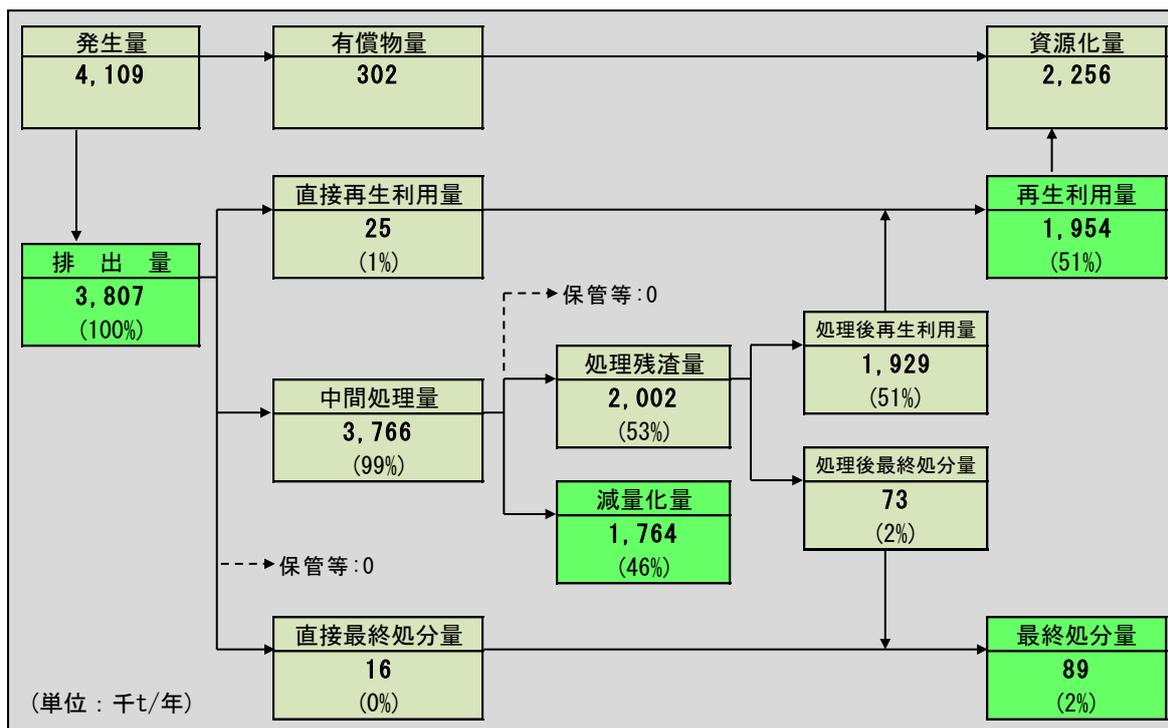
地域名	構成市町村
前橋地域	前橋市
高崎地域	高崎市
安中地域	安中市
渋川地域	渋川市、榛東村、吉岡町
藤岡地域	藤岡市、上野村、神流町
富岡地域	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
中之条地域	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
伊勢崎地域	伊勢崎市、玉村町
桐生地域	桐生市、みどり市
太田地域	太田市
館林地域	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

2. 産業廃棄物の状況

(1) 排出及び処理処分の概要

令和4年度の1年間に県内で発生した産業廃棄物の排出量は3,807千トンとなっています。排出量の99%が排出事業者又は産業廃棄物処理業者により中間処理されており、この中間処理により1,764千トン（排出量の46%）が減量されています。

再生利用量は1,954千トン（排出量の51%）となっており、最終処分量は89千トン（排出量の2%）となっています。



前回調査の平成29年度と比較すると、再生利用率は1ポイントの減少、減量化率は1ポイントの増加、最終処分率1ポイントの減少となっています。

(単位：千t)

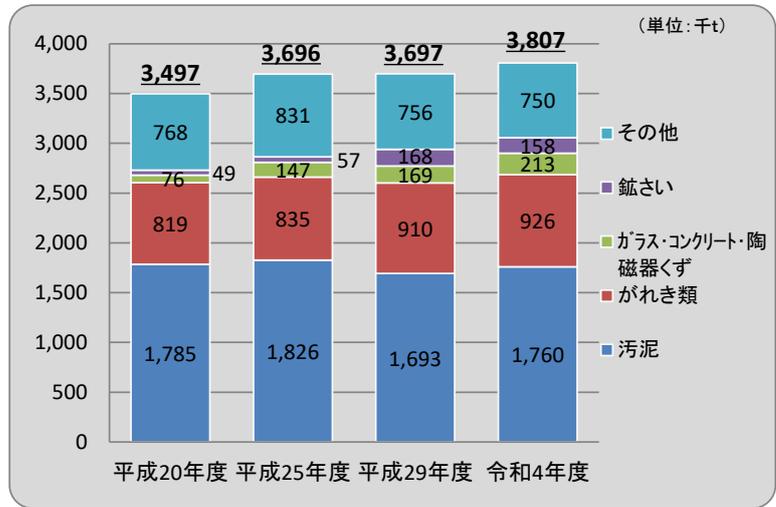
	平成20年度	平成25年度	平成29年度	令和4年度
排出量	3,497 (100%)	3,696 (100%)	3,697 (100%)	3,807 (100%)
再生利用量	1,639 (47%)	1,812 (49%)	1,907 (52%)	1,954 (51%)
減量化量	1,763 (50%)	1,772 (48%)	1,671 (45%)	1,764 (46%)
最終処分量	95 (3%)	107 (3%)	118 (3%)	89 (2%)
その他量(保管等)	0 (0%)	4 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

(2) 排出の状況

産業廃棄物の排出量は 3,807 千トンであり、平成 29 年度の排出量 (3,697 千トン) に比べて、110 千トンの増加となっています。

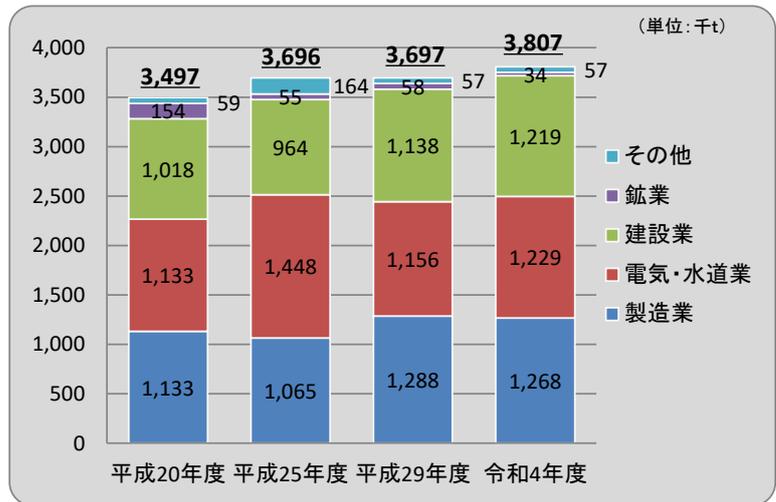
【排出量 (種類別)】

排出量を種類別にみると、汚泥が 1,760 千トン (46%) で最も多く、次いで、がれき類が 926 千トン (24%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 213 千トン (6%)、鉱さいが 158 千トン (4%) となっており、これらの 4 種類で全体の 80% となります。



【排出量 (業種別)】

排出量を業種別にみると、製造業が 1,268 千トン (33%) で最も多く、次いで、電気・水道業が 1,229 千トン (32%)、建設業が 1,219 千トン (32%) となっており、これらの 3 業種で全体の 97% となります。



(単位: 千t)

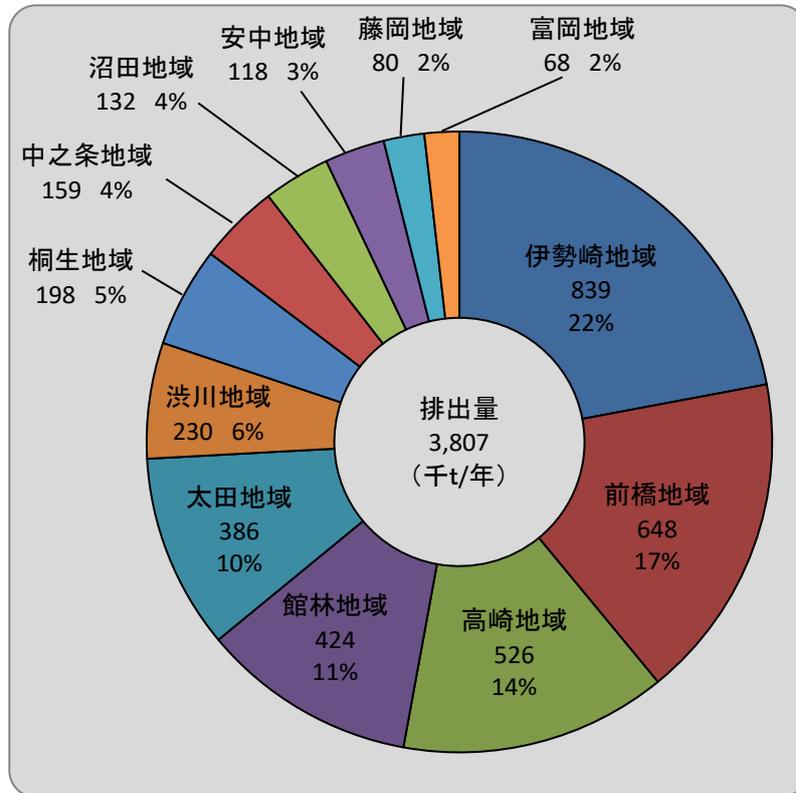
種類別	平成20年度	平成25年度	平成29年度	令和4年度
排出量 計	3,497 (100%)	3,696 (100%)	3,697 (100%)	3,807 (100%)
汚泥	1,785 (51%)	1,826 (49%)	1,693 (46%)	1,760 (46%)
がれき類	819 (23%)	835 (23%)	910 (25%)	926 (24%)
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	76 (2%)	147 (4%)	169 (5%)	213 (6%)
鉱さい	49 (1%)	57 (2%)	168 (5%)	158 (4%)
その他	768 (22%)	831 (22%)	756 (20%)	750 (20%)

(単位: 千t)

業種別	平成20年度	平成25年度	平成29年度	令和4年度
排出量 計	3,497 (100%)	3,696 (100%)	3,697 (100%)	3,807 (100%)
製造業	1,133 (32%)	1,065 (29%)	1,288 (35%)	1,268 (33%)
電気・水道業	1,133 (32%)	1,448 (39%)	1,156 (31%)	1,229 (32%)
建設業	1,018 (29%)	964 (26%)	1,138 (31%)	1,219 (32%)
鉱業	154 (4%)	55 (1%)	58 (2%)	34 (1%)
その他	59 (2%)	164 (4%)	57 (2%)	57 (1%)

【排出量（地域別）】

排出量を地域別にみると、伊勢崎地域が 839 千トン（22%）で最も多く、次いで、前橋地域が 648 千トン（17%）、高崎地域 526 千トン（14%）、館林地域が 424 千トン（11%）となっています。



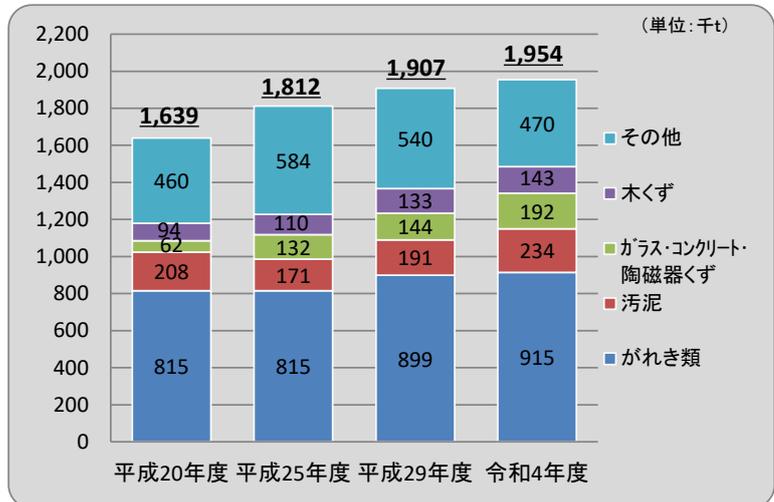
(3) 再生利用の状況

再生利用量は 1,954 千トンであり、平成 29 年度の再生利用量 (1,907 千トン) に比べ、47 千トンの増加 (2%の増) となっています。

再生利用量が増加した要因は、がれき類やガラス・コンクリート・陶磁器くずの排出量が増加したことが寄与しています。

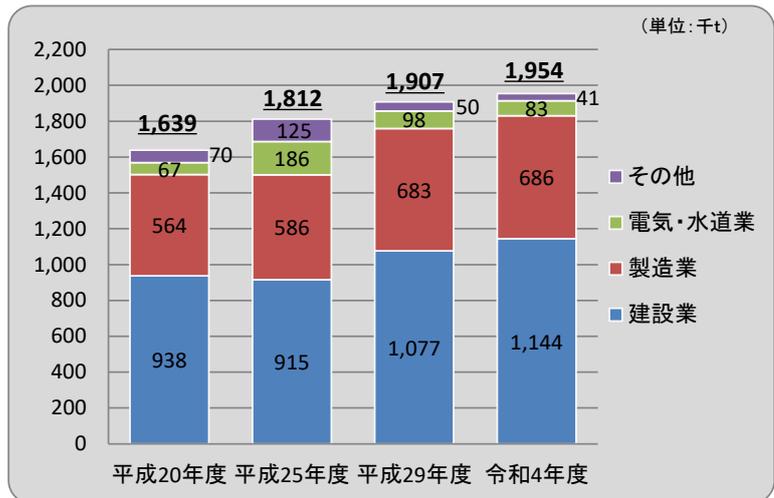
【再生利用量 (種類別)】

再生利用量を種類別にみると、がれき類が 915 千トン (47%) で最も多く、次いで、汚泥が 234 千トン (12%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 192 千トン (10%)、木くずが 143 千トン (7%) となっており、これらの 4 種類で全体の 76% となります。



【再生利用量 (業種別)】

再生利用量を業種別にみると、建設業が 1,144 千トン (59%) で最も多く、次いで、製造業が 686 千トン (35%)、電気・水道業が 83 千トン (4%) となっており、これらの 3 業種で全体の 98% となります。



(単位: 千t)

種類別	平成20年度	平成25年度	平成29年度	令和4年度
再生利用量 計	1,639 (100%)	1,812 (100%)	1,907 (100%)	1,954 (100%)
がれき類	815 (50%)	815 (45%)	899 (47%)	915 (47%)
汚泥	208 (13%)	171 (9%)	191 (10%)	234 (12%)
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	62 (4%)	132 (7%)	144 (8%)	192 (10%)
木くず	94 (6%)	110 (6%)	133 (7%)	143 (7%)
その他	460 (28%)	584 (32%)	540 (28%)	470 (24%)

(単位: 千t)

業種別	平成20年度	平成25年度	平成29年度	令和4年度
再生利用量 計	1,639 (100%)	1,812 (100%)	1,907 (100%)	1,954 (100%)
建設業	938 (57%)	915 (50%)	1,077 (56%)	1,144 (59%)
製造業	564 (34%)	586 (32%)	683 (36%)	686 (35%)
電気・水道業	67 (4%)	186 (10%)	98 (5%)	83 (4%)
その他	70 (4%)	125 (7%)	50 (3%)	41 (2%)

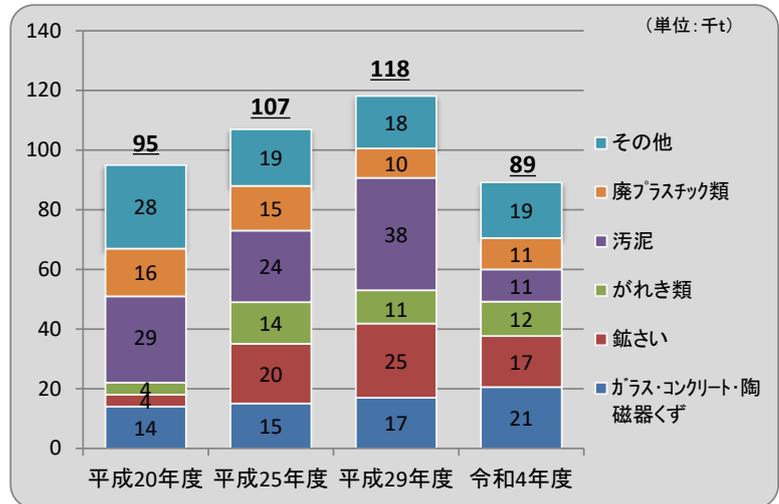
(4) 最終処分の状況

最終処分量は 89 千トンであり、平成 29 年度 of 最終処分量 (118 千トン) に比べ、29 千トンの減少 (25%の減) となっています。

最終処分量が減少した要因は、製造業から排出される汚泥の最終処分量が減少したことが寄与しています。

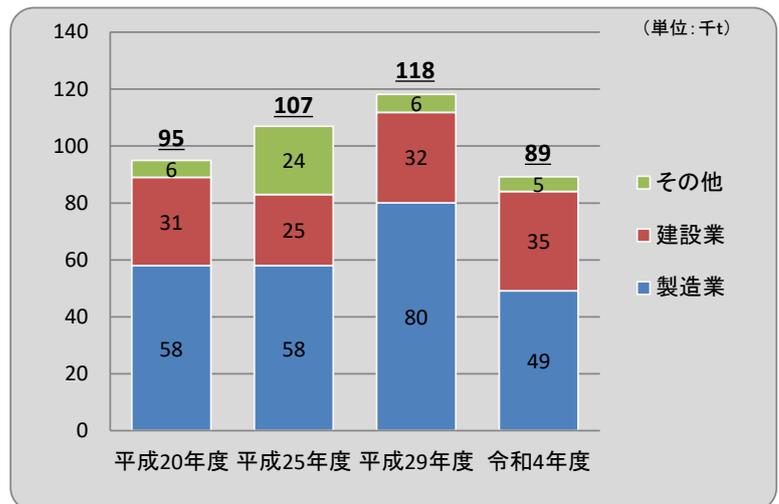
【最終処分量 (種類別)】

最終処分量を種類別にみると、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 21 千トン (23%) で最も多く、次いで、鉱さいが 17 千トン (19%)、がれき類が 12 千トン (13%)、汚泥と廃プラスチックがそれぞれ 11 千トン (12%) となっており、これらの 5 種類で全体の 79% となります。



【最終処分量 (業種別)】

最終処分量を業種別にみると、製造業が 49 千トン (55%) で最も多く、次いで、建設業が 35 千トン (39%) となっており、これらの 2 業種で全体の 94% となります。



(単位: 千t)

種類別	平成20年度	平成25年度	平成29年度	令和4年度
最終処分量 計	95 (100%)	107 (100%)	118 (100%)	89 (100%)
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	14 (15%)	15 (14%)	17 (14%)	21 (23%)
鉱さい	4 (4%)	20 (19%)	25 (21%)	17 (19%)
がれき類	4 (4%)	14 (13%)	11 (9%)	12 (13%)
汚泥	29 (31%)	24 (22%)	38 (32%)	11 (12%)
廃プラスチック類	16 (17%)	15 (14%)	10 (8%)	11 (12%)
その他	28 (29%)	19 (18%)	18 (15%)	19 (21%)

(単位: 千t)

業種別	平成20年度	平成25年度	平成29年度	令和4年度
最終処分量 計	95 (100%)	107 (100%)	118 (100%)	89 (100%)
製造業	58 (61%)	58 (54%)	80 (68%)	49 (55%)
建設業	31 (33%)	25 (23%)	32 (27%)	35 (39%)
その他	6 (6%)	24 (22%)	6 (5%)	5 (6%)

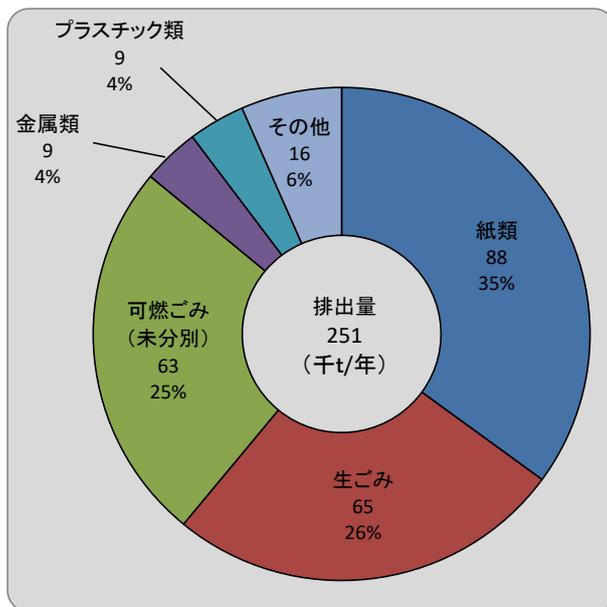
3. 事業系の一般廃棄物の状況

(1) 排出の状況

事業系一般廃棄物の排出量は 251 千トンです。

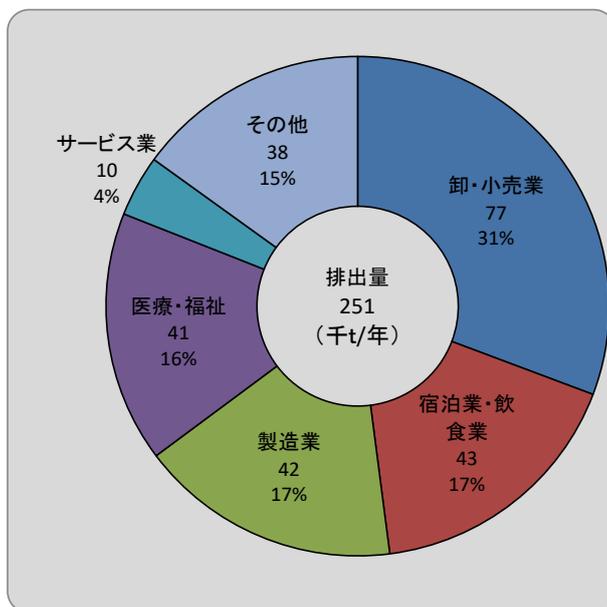
【排出量（種類別）】

排出量を種類別にみると、紙類が 88 千トン（35%）で最も多く、次いで、生ごみが 65 千トン（26%）、可燃ごみ（未分別）が 63 千トン（25%）となっており、この 3 種類で全体の 86%となります。



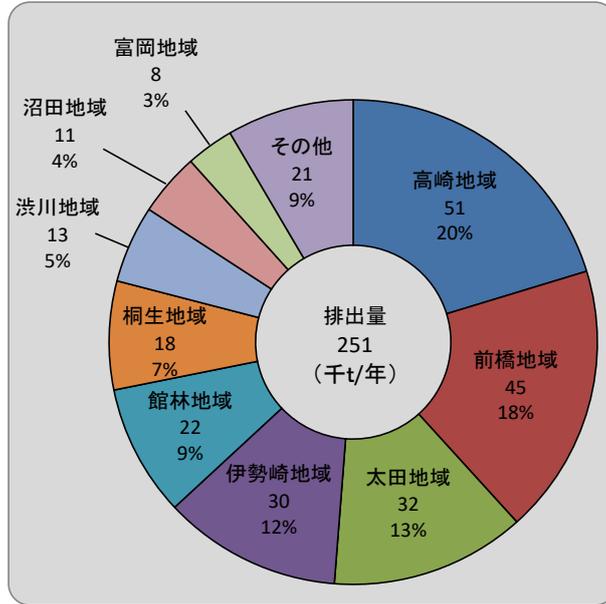
【排出量（業種別）】

排出量を業種別にみると、卸・小売業が 77 千トン（31%）で最も多く、次いで、宿泊業・飲食業が 43 千トン（17%）、製造業が 42 千トン（17%）、医療・福祉が 41 千トン（16%）、サービス業が 10 千トン（4%）となっており、この 5 業種で全体の 85%となります。



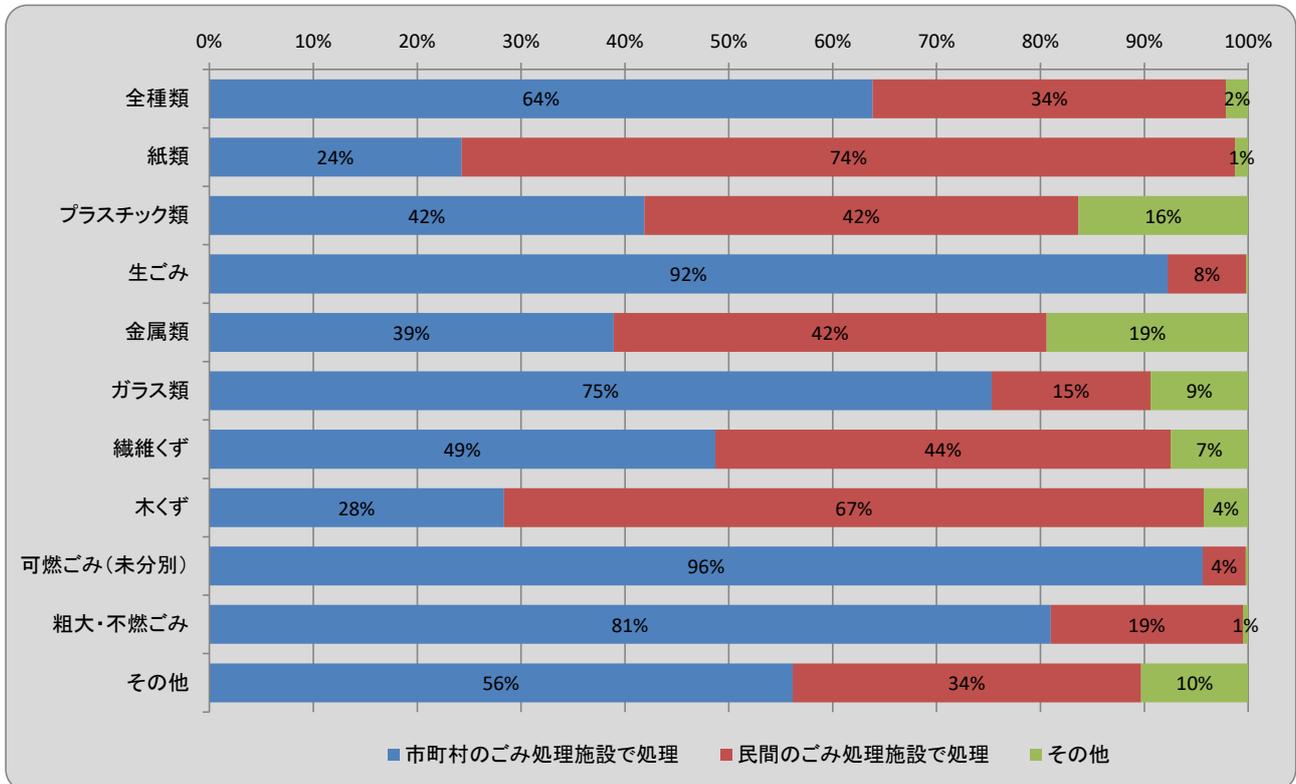
【排出量（地域別）】

排出量を地域別にみると、高崎地域が51千トン（20%）で最も多く、前橋地域が45千トン（18%）、太田地域が32千トン（13%）、伊勢崎地域が30千トン（12%）、館林地域が22千トン（9%）等となっています。



(2) 処理の状況

全体の64%が市町村のごみ処理施設で処理され、34%が民間のごみ処理施設で処理されています。



※その他：納入業者に返却、自社処理、自治会の集団回収など

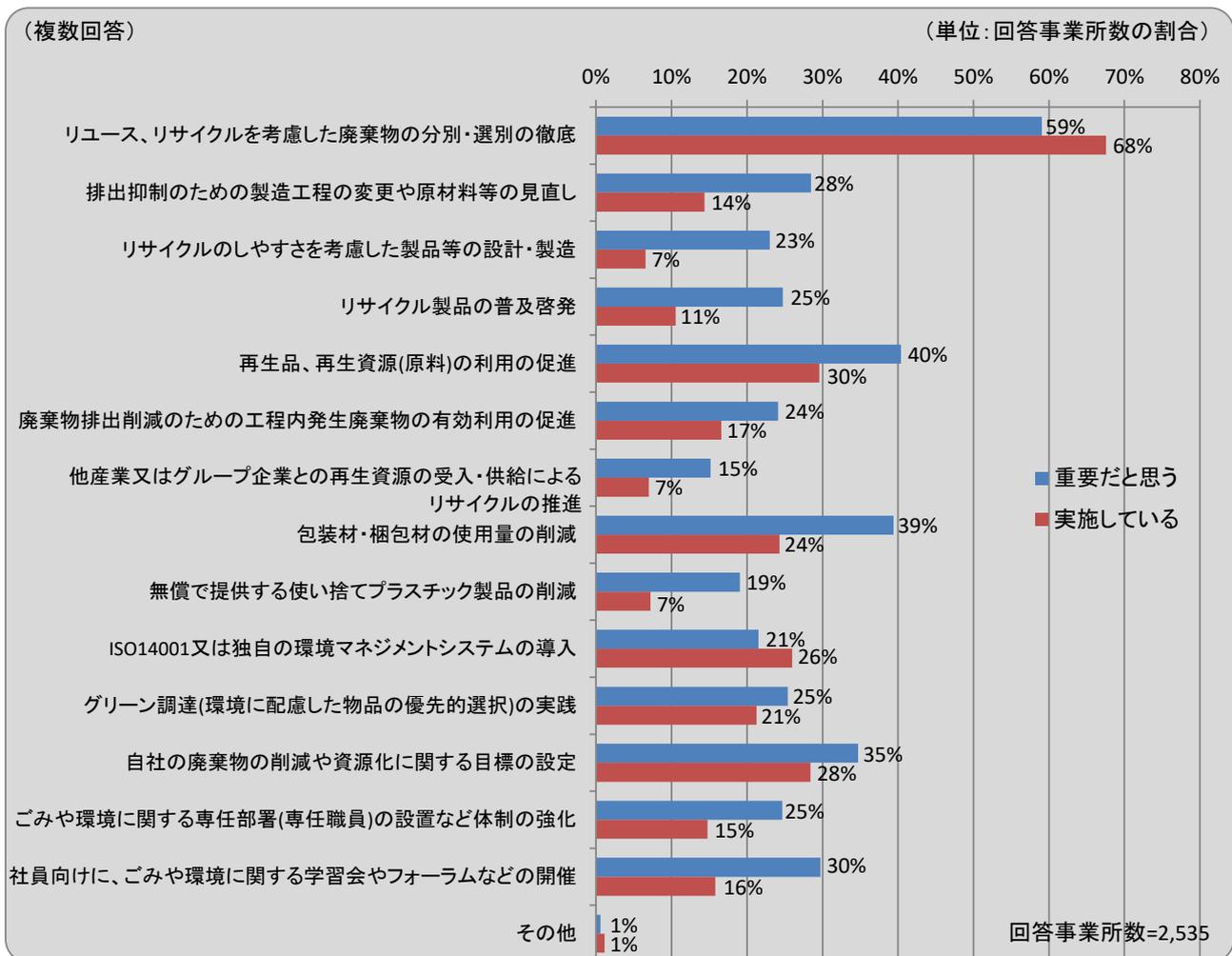
4. 事業所の意識や取組の状況

事業所の意識や取組に関する調査結果は次のとおりです。

(1) 廃棄物の排出抑制、リサイクルに対する取組

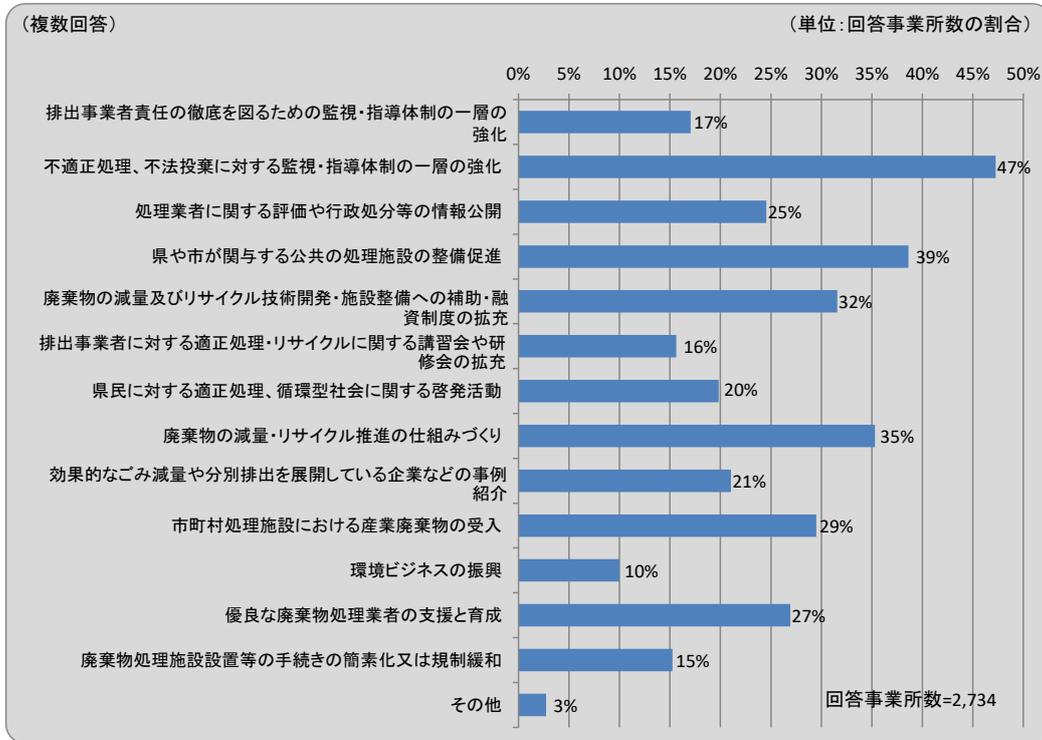
廃棄物の排出抑制、リサイクルに対する取組についてみると、重要だと思う内容は「リユース、リサイクルを考慮した廃棄物の分別・選別の徹底」と回答した事業所が 59%で最も多く、次いで、「再生品、再生資源(原料)の利用の促進」が 40%、「包装材・梱包材の使用量の削減」が 39%となっています。

実施している内容は「リユース、リサイクルを考慮した廃棄物の分別・選別の徹底」と回答した事業所が 68%で最も多く、次いで、「再生品、再生資源(原料)の利用の促進」が 30%、「自社の廃棄物の削減や資源化に関する目標の設定」が 28%となっています。



(2) 循環型社会の形成のために行政が取り組むべきこと

循環型社会の形成のために行政が取り組むべきことについてみると、「不適正処理、不法投棄に対する監視・指導体制の一層の強化」と回答した事業所が47%で最も多く、次いで、「県や市が関与する公共の処理施設の整備促進」が39%、「廃棄物の減量・リサイクル推進の仕組みづくり」が35%となっています。



(3) 循環型社会の形成のため消費者が取り組むべきこと

循環型社会の形成のため消費者が取り組むべきことについてみると、「徹底したごみの分別」と回答した事業所が59%で最も多く、次いで、「マイバッグ持参やエコクッキングの実践など、ごみが出ない生活様式への転換」が58%、「簡易包装や詰め替え製品への理解と購入」が51%となっています。

